

変 更 後	変 更 前
目 次	目 次
1 はじめに	1 はじめに
(1) 立地適正化計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	(1) 立地適正化計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(2) 久留米市立地適正化計画の策定について・・・・・・ 2	(2) 久留米市立地適正化計画の策定について・・・・・・ 2
2 久留米市の現状と将来の課題	2 久留米市の現状と将来の課題
(1) 久留米市の人口推移・・・・・・・・・・・・・・・・ 6	(1) 久留米市の人口推移・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(2) 人口減少と高齢化により進行する課題・・・・・・・・ 8	(2) 人口減少と高齢化により進行する課題・・・・・・・・ 8
(3) <u>頻発・激甚化する自然災害による課題</u> ・・・・・・・・ 13	(3) 久留米市の現状と将来の課題・・・・・・・・ 13
(4) 久留米市の現状と将来の課題・・・・・・・・ 14	
3 久留米市立地適正化計画の基本方針	3 久留米市立地適正化計画の基本方針
(1) 将来都市像・・・・・・・・・・・・・・・・ 15	(1) 将来都市像・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
(2) 久留米市立地適正化計画における各区域の考え方・・・・ 16	(2) 久留米市立地適正化計画における各区域の考え方・・・・ 15
4 居住誘導区域	4 居住誘導区域
(1) 居住誘導区域の設定について・・・・・・・・ 18	(1) 居住誘導区域の設定について・・・・・・・・ 17
5 都市機能誘導区域及び誘導施設	5 都市機能誘導区域及び誘導施設
(1) 都市機能誘導区域の設定について・・・・・・・・ 20	(1) 都市機能誘導区域の設定について・・・・・・・・ 19
(2) 誘導施設の設定について・・・・・・・・ 22	(2) 誘導施設の設定について・・・・・・・・ 21
6 誘導施策の展開	6 誘導施策の展開
(1) 誘導施策の基本体系・・・・・・・・ 26	(1) 誘導施策の基本体系・・・・・・・・ 25
(2) 誘導施策の基本的な考え・・・・・・・・ 27	(2) 誘導施策の基本的な考え・・・・・・・・ 26
(3) 国の支援制度等について・・・・・・・・ 29	(3) 国の支援制度等について・・・・・・・・ 28
<u>7 防災指針</u>	
(1) <u>防災指針の必要性</u> ・・・・・・・・ 30	
8 計画の評価	7 計画の評価
(1) 目標値・・・・・・・・ 32	(1) 目標値・・・・・・・・ 29
(2) 計画の評価・・・・・・・・ 33	(2) 計画の評価・・・・・・・・ 29
9 その他	8 その他
その他の区域外への対応について・・・・・・・・ 34	その他の区域外への対応について・・・・・・・・ 30

1 はじめに

1 はじめに

(1) 立地適正化計画とは

(1) 立地適正化計画とは

●立地適正化計画とは

●立地適正化計画とは

略（変更なし）

略（変更なし）

●立地適正化計画に定める事項

●立地適正化計画に定める事項

都市全体を見渡しながら、計画の対象となる区域や基本的な方針の他、居住や生活サービス機能を維持・誘導する区域やそのための施策等を定めます

都市全体を見渡しながら、計画の対象となる区域や基本的な方針の他、居住や生活サービス機能を維持・誘導する区域やそのための施策等を定めます

立地適正化計画では、おおむね20年後の都市の姿を展望し、基本的に以下の事項を定めます。

立地適正化計画では、おおむね20年後の都市の姿を展望し、基本的に以下の事項を定めます。

- 立地適正化計画の区域
- 立地の適正化に関する基本的な方針
- 居住誘導区域と市が講ずべき施策
- 都市機能誘導区域と市が講ずべき施策
- 誘導施設（都市機能誘導区域ごとの誘導施設、誘導施設の整備事業など）
- 都市の防災に関する機能の確保に関する指針（『防災指針』）
- 施策又は事業等の推進に関連して必要な事項
- その他、居住や施設の立地適正化を図るために必要な事項など

- 立地適正化計画の区域
- 立地の適正化に関する基本的な方針
- 居住誘導区域と市が講ずべき施策
- 都市機能誘導区域と市が講ずべき施策
- 誘導施設（都市機能誘導区域ごとの誘導施設、誘導施設の整備事業など）
- 施策又は事業等の推進に関連して必要な事項
- その他、居住や施設の立地適正化を図るために必要な事項など

(2) 人口減少と高齢化により進行する課題

(2) 人口減少と高齢化により進行する課題

略（変更なし）

略（変更なし）

2

久留米市の現状と将来の課題

2

久留米市の現状と将来の課題

(1) 久留米市の人口推移

(1) 久留米市の人口推移

①人口

①人口

【問題】

【問題】

- 人口減少が顕著で、一定規模の人口を確保できない地区が発生し、サービス施設の撤退や、それに伴う身近な生活サービスを受けられない居住地が増加するおそれがある
- 人口構成が大きく変化しており、地域によっては高齢者福祉施設や児童福祉施設の過不足が発生するおそれがある
- 高齢化の進行に伴い、自主避難が困難な世帯が増加し、災害時に被害の拡大を招くおそれがある

- 人口減少が顕著で、一定規模の人口を確保できない地区が発生し、サービス施設の撤退や、それに伴う身近な生活サービスを受けられない居住地が増加
- 人口構成が大きく変化しており、地域によっては高齢者福祉施設や児童福祉施設の過不足が発生

➡ 市街地を維持する人口の維持・集積を図ることが必要

➡ 市街地を維持する人口の維持・集積を図ることが必要

●人口推移

●人口推移

↳ 略 (変更なし)

↳ 略 (変更なし)

●一定規模以上の人口集積がある地区分布の動向

●一定規模以上の人口集積がある地区分布の動向

(2) 人口減少と高齢化により進行する課題

(2) 人口減少と高齢化により進行する課題

①行政運営

①行政運営

↳ 略 (変更なし)

↳ 略 (変更なし)

⑤人口減少の更なる進行

⑤人口減少の更なる進行

【問題】

【問題】

- 人口減少による様々な問題が、都市の衰退を進行させ、更なる人口減少の要因となり、負のスパイラルが続く

- 人口減少による様々な問題が、都市の衰退を進行させ、更なる人口減少の要因となり、負のスパイラルが続く

➡ 持続可能な都市構造への転換が必要

➡ 集約型の都市構造への転換が必要

●人口減少がもたらす諸問題

●人口減少がもたらす諸問題

↳ 略 (変更なし)

↳ 略 (変更なし)

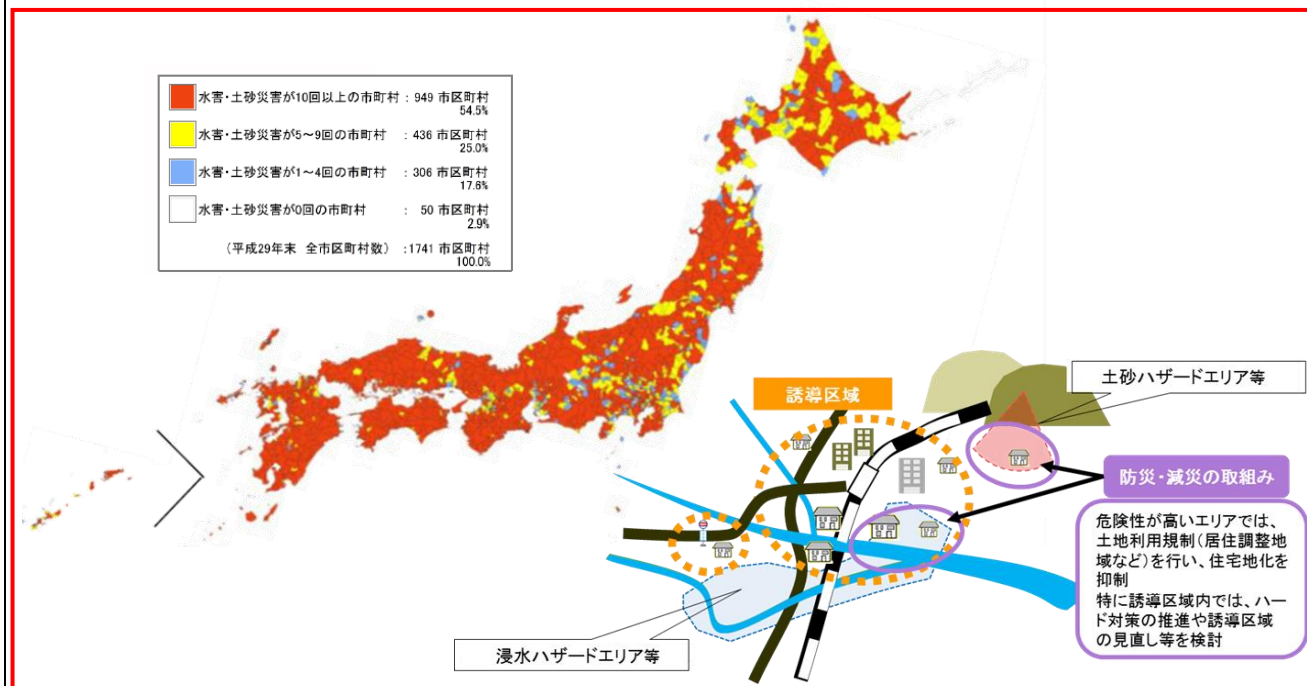
(3) 頻発・激甚化する自然災害による課題

【問題】

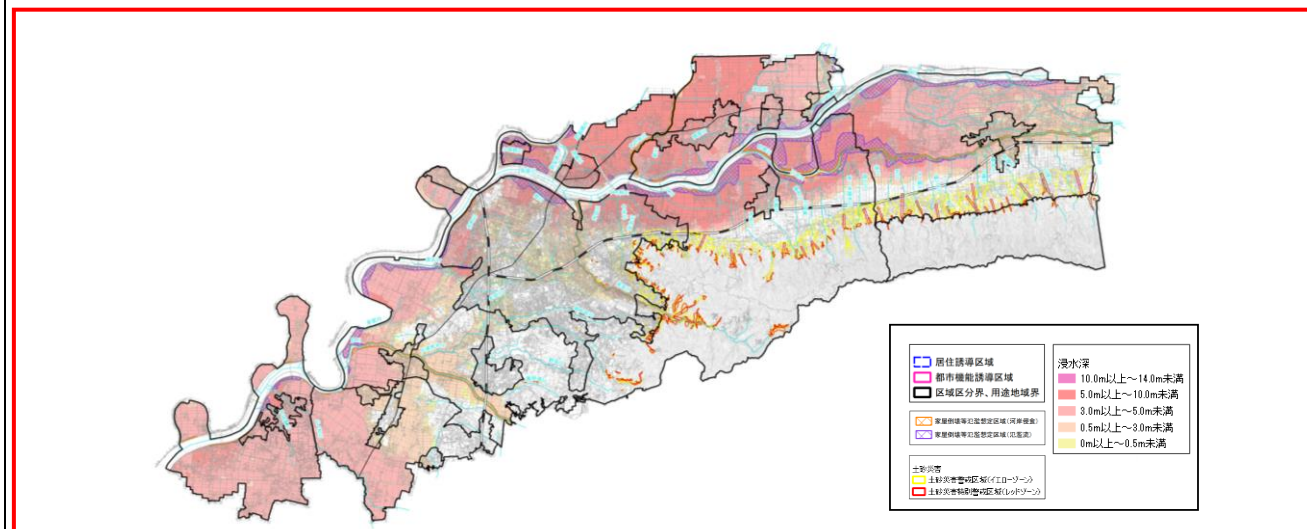
○災害リスクの高い地域に居住者が増加すると、都市基盤施設の整備費、維持管理費が増大するおそれがある

➡ **災害リスクを回避・低減するための総合的な対策が必要**

●**水災害リスクの高い日本** ※ 水災害とは、水害(洪水、内水、津波、高潮)と土砂災害を指す
・平成20年～平成29年の10年間に全国の約97%以上の市町村で、水害・土砂災害が発生。頻発する自然災害により甚大な被害が発生。災害リスクに応じ、居住可能な土地の安全性を確保する対策が必要。



●**災害ハザードの重ね合わせ(久留米市)**
・山沿いでは土砂災害、河川流域では洪水などの災害リスクが、広範囲に分布。
・市街地においても、災害リスクが高い地区が存在。



(新設)

(4) 久留米市の現状と将来の課題

【久留米市の人口の推移】

- 人口減少が顕著で、令和3・2年(2050年)には約3割減少
- 高齢者は約1万人増加、年少人口は約2万人減少
- 一定規模以上の人口集積がある地区の平成22年(2010年)から令和3年(2050年)の推移について、久留米中心地域では、面積に比べて人口の減少率が高く、市街地の低密度化が進行

【久留米市の現状】

行政運営

- 高齢化の進行により扶助費が大幅に増加する一方で、普通建設事業費の規模は縮小する
- 老朽化する施設の改修費や施設建替事業が数十年にわたって続く

交通

- 徒歩、二輪車、公共交通(鉄道、バス)の利用構成は減少、自動車は増加傾向
- 路線バス利用者は減少
- 人口の約25%にあたる市民が、公共交通の徒歩圏域外に分布

中心市街地

- 企業数、事業所数、従業者数ともに、県内第3位で筑後地域の中心都市
- 中心市街地の空き店舗率は平成21年(2009年)27%をピークに減少しているが、約20%を前後に横ばい

都市機能

- 医療施設(外科・内科)は概ね充足
- 高齢者施設は、充足率が高いが、カバリー区域の人口密度は低い
- 商業施設は充足するが、地域別では充足が低い地域がある

土地利用地

- 都市的土地利用の面積は拡大
- 耳納連山麓部、筑後川周辺等の市街地に災害リスクの高いエリアが分布
- 市街地において、床上浸水等の内水被害が発生

人口減少の更なる進行、頻発・激甚化する自然災害により都市の問題が顕在化

【人口減少と高齢化により進行する問題】
【頻発・激甚化する自然災害による問題】

<人口の推移からみる問題>

- 人口減少が顕著で一定規模の人口を確保できない地区が発生し、サービス施設の撤退やそれに伴う身近なサービスを受けられない居住が増加するおそれがある
- 人口構成が大きく変化しており、地域によっては高齢者福祉施設や児童福祉施設の過不足が発生するおそれがある
- 高齢化の進行に伴い、自主避難が困難な世帯が増加し、災害時に被害の拡大を招くおそれがある

<各種都市の問題>

- 高齢化の進行に伴い、扶助費が増大することで、公共施設の改修や建替えを行うための十分な予算の確保が困難になることが予想される
- 市街地の拡大、低密度化が進行し続けられ、都市基盤施設の維持管理費の増大をもたらすおそれがある
- 公共交通利用者数の減少により、公共交通サービスの低下を招き、公共交通の利便性の低い地域がさらに増えることが懸念される
- 近年の中心市街地の居住人口は増加しているものの、歩行者数は減少傾向にあり、市中心部の賑わい、低下が市域全体の魅力低下を招くおそれがある
- 久留米中心地域以外では、施設の利便区域内(徒歩圏内)の人口密度が低く、機能の持続性を確保することが困難となるおそれがある
- 人口減少に伴い、生活サービス施設の縮小・撤退が進行するおそれがあり、生活利便性の更なる低下を招く可能性がある
- 災害リスクの高い地域に居住者が増加すると、都市基盤施設の整備費、維持管理費が増大するおそれがある

<人口減少の更なる進行、自然災害の増加により顕在化する問題>

- 人口減少や自然災害の増加による様々な問題が、都市の衰退を進行させ、更なる人口減少の要因となり、負のスパイラルが続く
- 人口減少による空き家の増加に伴う、防犯上の危険性が増大
- 浸水被害の増加により、家屋等の被害額が増大
- 地域コミュニティが維持できないう問題が発生 他

【課題】

- 市街地を維持する人口の維持・集積を図ることが必要
- 公共施設の統廃合などによる量と機能の見直し、コンパクトな市街地形成や各種都市機能の集積により、限られた財源のなかで効果的に効果的な行政(都市)経営を図ることが必要
- 公共交通の利便性を確保するため、公共交通沿線における人口密度の確保や土地利用と連携した公共交通ネットワークの形成が必要
- 中心市街地の求心力を高め活性化を図ることが必要
- 生活サービス施設が維持できる圏域人口密度の確保が必要
- 災害リスクを回避・低減するため、ハード・ソフト・土地利用等の総合的な対策が必要

持続可能な都市構造への転換が必要

変更後

(3) 久留米市の現状と将来の課題

【久留米市の人口の推移】

- 人口減少が顕著で、令和3・2年(2050年)には約3割減少
- 高齢者は約1万人増加、年少人口は約2万人減少
- 一定規模以上の人口集積がある地区の平成22年(2010年)から令和3年(2050年)の推移について、久留米中心地域では、面積に比べて人口の減少率が高く、市街地の低密度化が進行

【久留米市の現状】

行政運営

- 高齢化の進行により扶助費が大幅に増加する一方で、普通建設事業費の規模は縮小する
- 老朽化する施設の改修費や施設建替事業が数十年にわたって続く

公共交通

- 徒歩、二輪車、公共交通(鉄道、バス)の利用構成は減少、自動車は増加傾向
- 路線バス利用者は減少
- 人口の約25%にあたる市民が、公共交通の徒歩圏域外に分布

中心市街地

- 企業数、事業所数、従業者数ともに、県内第3位で筑後地域の中心都市
- 中心市街地の空き店舗率は平成21年(2009年)27%をピークに減少しているが、約20%を前後に横ばい

都市機能

- 医療施設(外科・内科)は概ね充足
- 高齢者施設は、充足率が高いが、カバリー区域の人口密度は低い
- 商業施設は充足するが、地域別では充足が低い地域がある

土地利用地

- 都市的土地利用の面積は拡大
- 耳納連山麓部、筑後川周辺の市街地に災害危険区域が分布

人口減少の更なる進行により都市の問題が顕在化

【人口減少と高齢化により進行する問題】
【頻発・激甚化する自然災害による問題】

<人口の推移からみる問題>

- 人口減少が顕著で一定規模の人口を確保できない地区が発生し、サービス施設の撤退やそれに伴う身近なサービスを受けられない居住が増加するおそれがある
- 人口構成が大きく変化しており、地域によっては高齢者福祉施設や児童福祉施設の過不足が発生

<各種都市の問題>

- 高齢化の進行に伴い、扶助費が増大することで、公共施設の改修や建替えを行うための十分な予算の確保が困難になることが予想される
- 市街地の拡大、低密度化が進行し続けられ、都市基盤施設の維持管理費の増大をもたらす恐れがある
- 公共交通利用者数の減少により、公共交通サービスの低下を招き、公共交通の利便性の低い地域がさらに増えることが懸念される
- 近年の中心市街地の居住人口は増加しているものの、歩行者数は減少傾向にあり、市中心部の賑わい、低下が市域全体の魅力低下を招く恐れがある
- 久留米中心地域以外では、施設の利便区域内(徒歩圏内)の人口密度が低く、機能の持続性を確保することが困難となる恐れがある
- 人口減少に伴い、生活サービス施設の縮小・撤退が進行する恐れがあり、生活利便性の更なる低下を招く可能性がある
- 低密度な市街地の拡大が進んでおり、そのまま進めば、都市基盤施設の維持管理費の増大をもたらす恐れがある
- 市街地においても、災害の危険な区域が存在

<人口減少の更なる進行により顕在化する問題>

- 人口減少による様々な問題が、都市の衰退を進行させ、更なる人口減少の要因となり、負のスパイラルが続く
- 人口減少による空き家の増加に伴う、防犯上の危険性の増大
- 地域コミュニティが維持できないう問題が発生 他

【課題】

- 市街地を維持する人口の維持・集積を図ることが必要
- 公共施設の統廃合などによる量と機能の見直し、コンパクトな市街地形成や各種都市機能の集積により、限られた財源のなかで効果的に効果的な行政(都市)経営を図ることが必要
- 公共交通の利便性を確保するため、公共交通沿線における人口密度の確保や土地利用と連携した公共交通ネットワークの形成が必要
- 中心市街地の求心力を高め活性化を図ることが必要
- 生活サービス施設が維持できる圏域人口密度の確保が必要

集約型の都市構造への転換が必要

変更前

3

久留米市立地適正化計画の基本方針

略（変更なし）

3

久留米市立地適正化計画の基本方針

略（変更なし）

4

居住誘導区域

(1) 居住誘導区域の設定について

① 居住誘導区域設定の考え方

略（変更なし）

4

居住誘導区域

(1) 居住誘導区域の設定について

① 居住誘導区域設定の考え方

略（変更なし）

② 区域設定について

区域設定の基準

以下の全てを満たす区域

- 市街化区域内又は用途地域内
- 一定規模の人口が集積する区域
将来的にも、人口密度40人/ha以上(市街化区域程度)を維持することが可能と考えられる区域
- 拠点周辺及び公共交通の利便性が高い区域
市役所・総合支所から800m圏域※¹
鉄道駅から800m圏域※¹、バス停から300m圏域※¹
対象: 基幹公共交通網※² : 広域幹線バス網(※³)のバス停
: 久留米市都市計画マスタープランで示す中央部地域のバス停

以下の区域を除く

- 工業系の用途地域であり、居住を誘導するに相応しくない区域
- 災害リスクの高い区域(災害危険区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、家屋倒壊等氾濫想定区域)

※¹ 鉄道駅及びバス停などからの徒歩圏は、「都市構造評価ハンドブック」に位置付けられた徒歩圏から設定
 ※² 鉄道駅及び運行頻度が片道30本/日以上(サービス水準を有するバス停)
 ※³ 久留米市都市交通マスタープラン(H25.2)に位置付け

② 区域設定について

区域設定の基準

以下の全てを満たす区域

- 市街化区域内又は用途地域内
- 一定規模の人口が集積する区域
将来的にも、人口密度40人/ha以上(市街化区域程度)を維持することが可能と考えられる区域
- 拠点周辺及び公共交通の利便性が高い区域
市役所・総合支所から800m圏域※¹
鉄道駅から800m圏域※¹、バス停から300m圏域※¹
対象: 基幹公共交通網※²
: 広域幹線バス網(※³)のバス停
: 久留米市都市計画マスタープランで示す中央部地域のバス停

以下の区域を除く

- 工業系の用途地域であり、居住を誘導するに相応しくない区域
- 災害のリスクがある区域(土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域)

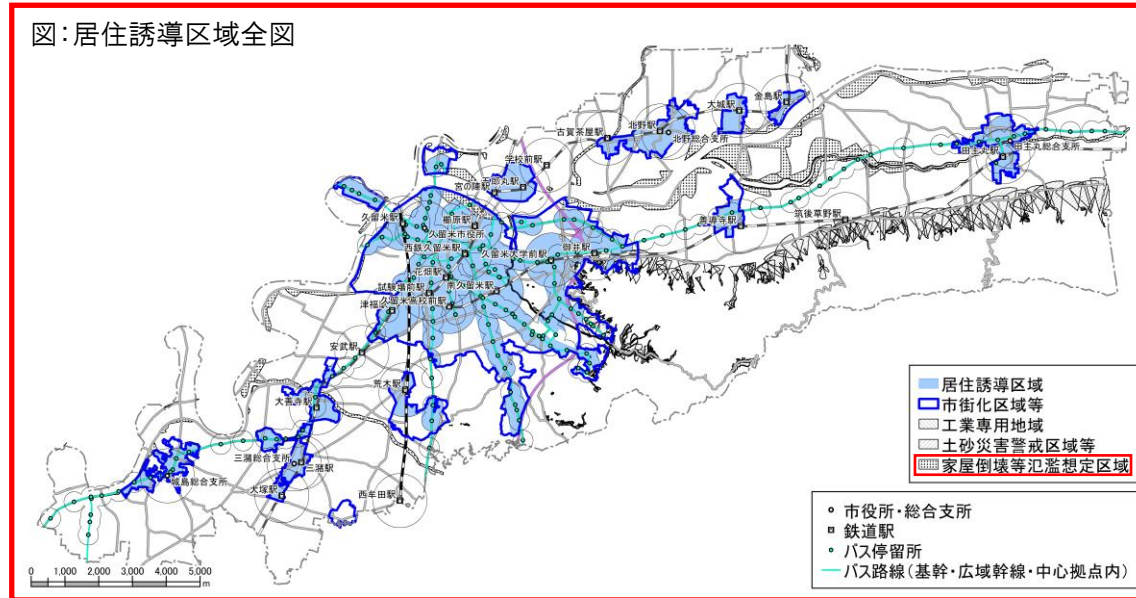
※¹ 鉄道駅及びバス停などからの徒歩圏は、「都市構造評価ハンドブック」に位置付けられた徒歩圏から設定
 ※² 鉄道駅及び運行頻度が片道30本/日以上(サービス水準を有するバス停)
 ※³ 久留米市都市交通マスタープラン(H25.2)に位置付け

変更後

<居住誘導区域の設定の考え方(イメージ)>

略(変更なし)

図:居住誘導区域全図

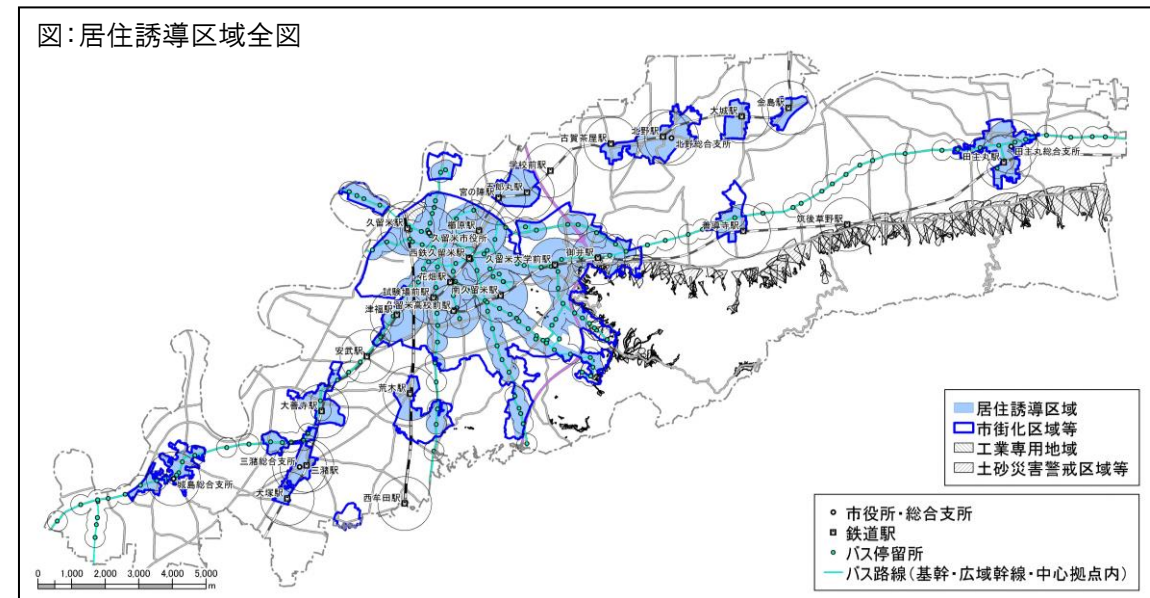


変更前

<居住誘導区域の設定の考え方(イメージ)>

略(変更なし)

図:居住誘導区域全図



5

都市機能誘導区域及び誘導施設

(1) 都市機能誘導区域の設定について

① 都市機能誘導区域設定の考え方

- 区域範囲のイメージ

略 (変更なし)

② 区域設定について

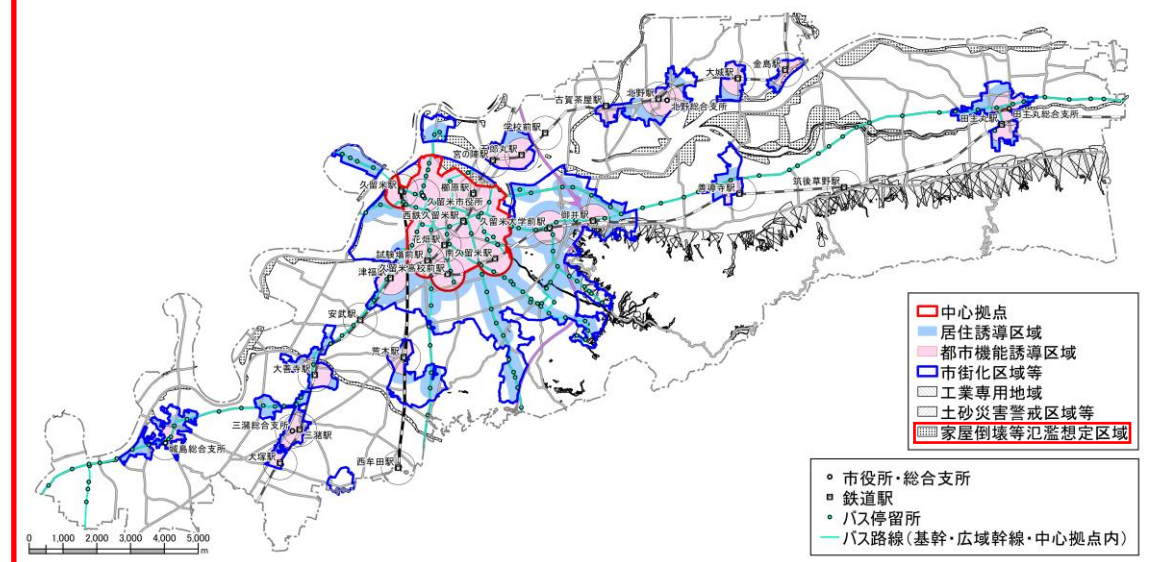
略 (変更なし)

- 区域範囲のイメージ

<都市機能誘導区域の設定の考え方(イメージ)>

略 (変更なし)

図：都市機能誘導区域全図



(2) 誘導施設の設定について

略 (変更なし)

5

都市機能誘導区域及び誘導施設

(1) 都市機能誘導区域の設定について

① 都市機能誘導区域設定の考え方

- 区域範囲のイメージ

略 (変更なし)

② 区域設定について

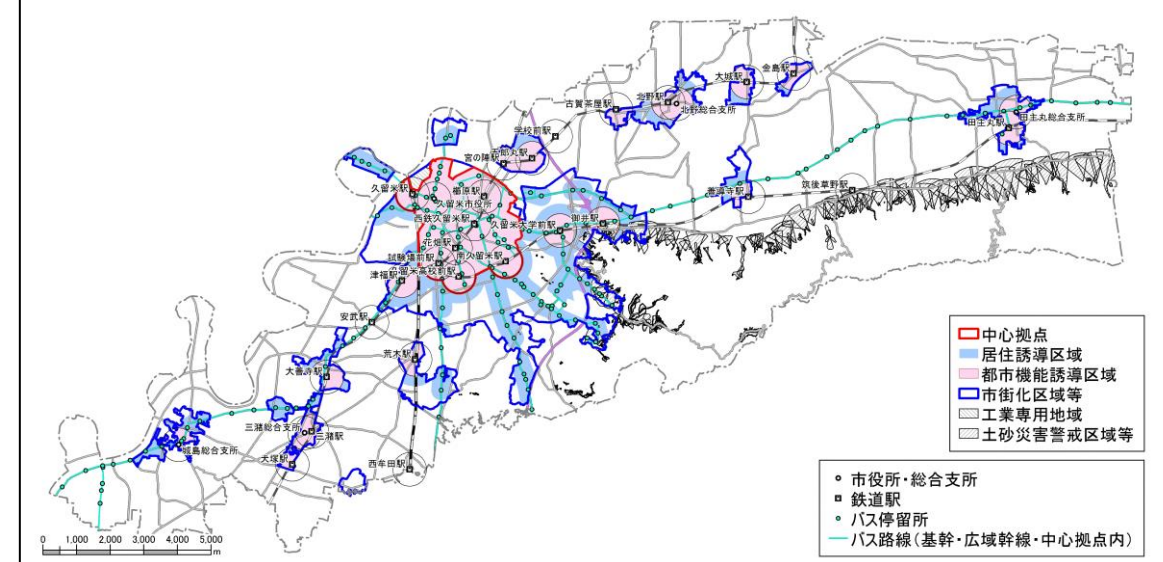
略 (変更なし)

- 区域範囲のイメージ

<都市機能誘導区域の設定の考え方(イメージ)>

略 (変更なし)

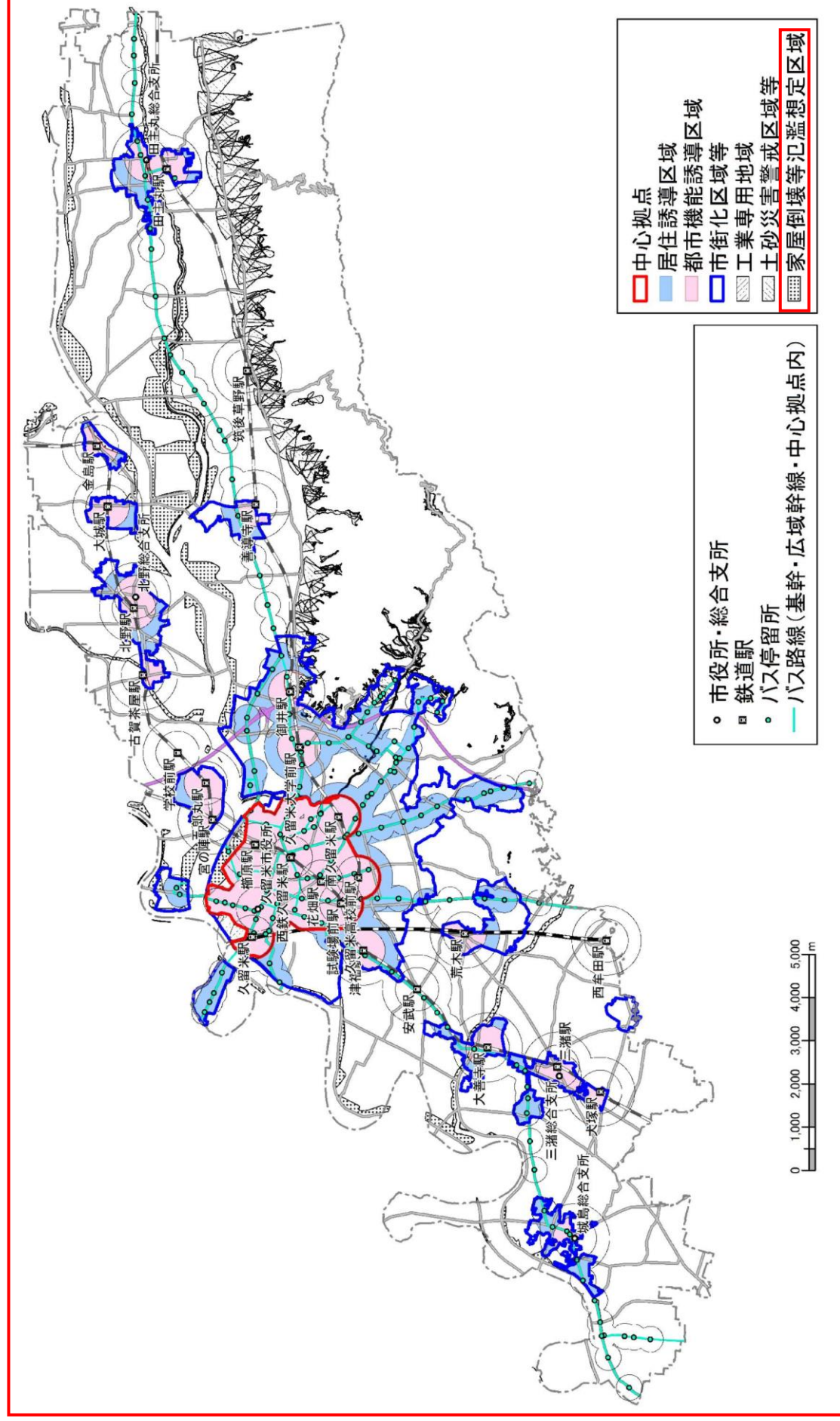
図：都市機能誘導区域全図



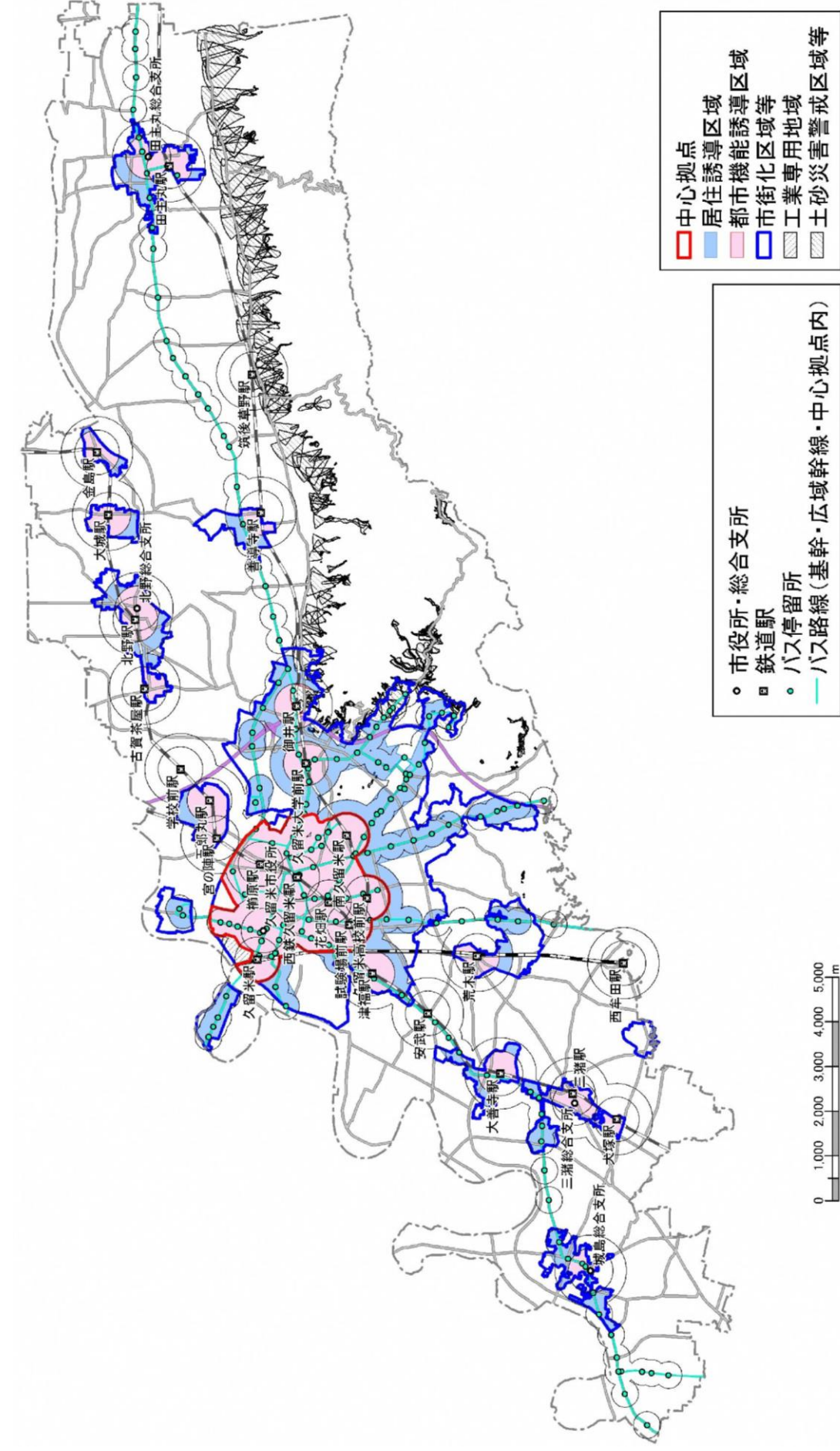
(2) 誘導施設の設定について

略 (変更なし)

図：都市機能誘導区域及び居住誘導区域



図：都市機能誘導区域及び居住誘導区域



6 誘導施策の展開

6 誘導施策の展開

略（変更なし）

略（変更なし）

7 防災指針

(1) 防災指針の必要性

(新設)

近年、全国各地で土砂災害や河川堤防の決壊等による浸水などが発生し、生命や財産、社会経済に甚大な被害が生じており、今後も気候変動の影響による自然災害が頻発・激甚化することが懸念されます。

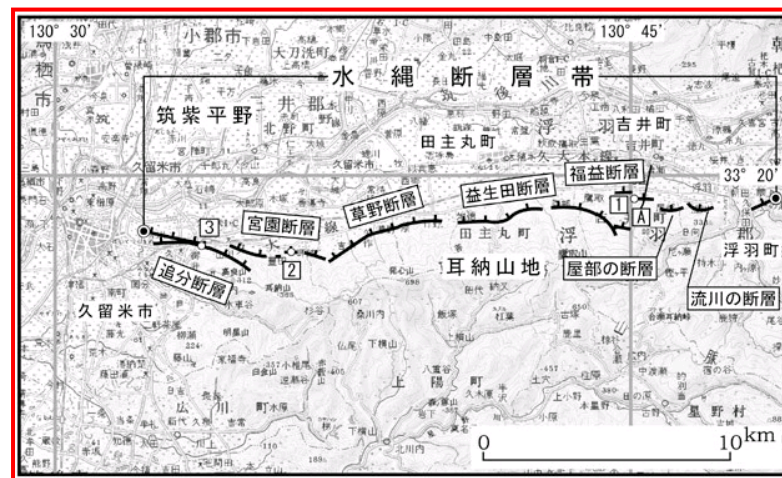
コンパクトで安全なまちづくりを推進するため、市全域における取組を踏まえつつ、特に居住誘導区域における災害リスクに対して、必要な防災・減災対策を計画的かつ着実に取り組むことが必要です。

本市が有する災害リスクは、主に震災リスク（地震）と水災害リスク（洪水、内水、高潮及び土砂災害）があります。

地震に関するリスクについては、うきは市浮羽町から本市田主丸町を経て合川町までに至る、全長約 26 キロメートルの水縄活断層を有しています。

水縄断層帯の最新の活動は、679 年(天武 7 年)の筑紫地震とされています。筑紫地震はマグニチュード 6.5～7.5 の規模と推測され、日本書紀によると『幅 2 丈(6 メートル)、長さ 3 千余丈(10 キロメートル)の地割れ』が生じ、家屋の倒壊が多数あったとされています。

この断層帯の調査結果によると、過去の活動時期から平均的な活動周期は、約 1 万 4 千年に 1 回の活動とされており、今後 30 年～300 年以内の地震発生確率はほぼ 0 パーセントに近い数値となっています。



(出典：地震調査研究推進本部)

また、平成17年の福岡県西方沖地震を踏まえ、国が警固断層帯調査を行った結果、今後30年以内に地震が発生する確率は0.3～6.0%となっています。仮に警固断層帯南東部（福岡市）でマグニチュード7.2の地震が発生した場合は、本市においても震度6弱以上の揺れが起こると予測されています。

このような災害リスクを踏まえ、本市は、地震の揺れに対する建築物の安全性を向上させるため、耐震改修促進計画を策定し、その対策に取り組んでいます。

更に、谷や沢を埋めた造成宅地等に代表される大規模盛土造成地では、東日本大震災等において滑動崩落した事例が報告されており、本市においても、大規模盛土造成地マップを公表し、安全性の検証に取り組んでいきます。

一方、水災害リスクに関しては、毎年のように豪雨による浸水被害が発生しており、近年、特に頻発・激甚化しています。そのため、洪水、内水、高潮、土砂災害など、災害の種類ごとに検討を行う必要があるとともに、災害が同時発生することによる被害の拡大等も想定し、これらの災害対策を総合的に検討することが必要です。

防災指針では、本市の有する災害リスクや近年の被害状況を踏まえ、特に頻発・激甚化しつつある水災害に特化することで、効果的な防災・減災対策の取組方針を示します。なお、防災指針は、別冊として取りまとめます。

近年の水災害状況

降雨名	H29.7月九州北部豪雨	H30.7月豪雨	R1.7月豪雨	R1.8月大雨	R2.7月豪雨
降雨期間	H29/7/5~6 【7/5大雨特別警報】	H30/6/28~7/8 【7/6大雨特別警報】	R1/7/18~22 【7/21記録的短時間大雨情報】	R1/8/26~29 【8/28大雨特別警報】	R2/7/5~11 【7/6大雨特別警報】
総降水量	178.0mm ※近隣朝倉市1,000mm超	386.0 mm	474.5 mm	408.0 mm	772.0 mm 【7/8-11累計値】
住宅被害 (内床上浸水)	1棟 (1棟)	1,434棟 (423棟)	316棟 (196棟)	51棟 (27棟)	1,955棟 (335棟)
道路被害	14件	369件	58件	127件	191件
河川被害	0件	14件	25件	34件	37件
土砂災害	0件	43件	0件	0件	7件
農作物及び施設・機械被害	0.4億円 (被害面積 856.5 a)	25.3億円 (被害面積 1025.7 a)	4.6億円 (被害面積 172.6 a)	7.1億円 (被害面積 872.7 a)	16.3億円 (被害面積 2412.0 a)

(新設)

8 計画の評価

7 計画の評価

1) 目標値

(1) 目標値

久留米市立地適正化計画の実現を図るために、「コンパクトなまちづくり」や「公共交通によるネットワーク」の達成を示す目標値を以下の通り設定します。

久留米市立地適正化計画の実現を図るために、「コンパクトなまちづくり」や「公共交通によるネットワーク」の達成を示す目標値を、以下の通り設定します。

また、防災指針において災害リスクの低減を図るための目標値を以下の通り設定します。

目標1 居住誘導区域内の人口密度 (人/ha)

目標1 居住誘導区域内の人口密度 (人/ha)

基準値:54人/ha
(平成27年(2015年))



目標値:54 人/ha
(令和7年(2025年))

基準値:54人/ha
(平成27年(2015年))



目標値:54 人/ha
(令和7年(2025年))

目標2 公共交通利用回数 (回/人・年)

目標2 公共交通利用回数 (回/人・年)

基準値:132 回/人・年
(平成27年(2015年))



目標値:140 回/人・年
(令和7年(2025年))

基準値:132 回/人・年
(平成27年(2015年))



目標値:140 回/人・年
(令和7年(2025年))

目標3 住民のすみやすさ意識 (%)

目標3 住民のすみやすさ意識 (%)

基準値:82 %
(平成27年(2015年))



目標値:90 %
(令和7年(2025年))

基準値:82 %
(平成27年(2015年))



目標値:90 %
(令和7年(2025年))

目標4 自主防災マニュアルの策定率 (%)

防災指針

基準値:50%
(令和3年(2021年))



目標値:100%
(令和7年(2025年))

(追記)

目標5 内水ハザードマップ(道路冠水注意マップ除く)整備率 (%)

防災指針

基準値:—
(令和3年(2021年))



目標値:100%
(令和7年(2025年))

目標6 洪水標識の設置 (%)

防災指針

基準値:—
(令和3年(2021年))



目標値:100%
(令和7年(2025年))

変 更 後

(2) 計画の評価

略 (変更なし)

9

計画の評価

その他区域外への対応について

略 (変更なし)

変 更 前

(2) 計画の評価

略 (変更なし)

8

計画の評価

その他区域外への対応について

略 (変更なし)